

平成26年度末退職者向け

年金決定までの 手続きの手引

平成26年度末60歳定年等退職者の方へ
(昭和29年4月2日から昭和30年4月1日生まれの方)

この手引は、平成26年度中に60歳になられ、平成26年度末に退職される方の退職共済年金を請求し決定するまでの手続きを分かりやすく説明したものです。

年金が決定され、年金証書がお手元に届くまでの、手続きの友としてご活用ください。



◎手続きについてご不明な点は、下記担当までお問い合わせください。

支部年金相談電話：095-824-1945 (ダイヤルイン)

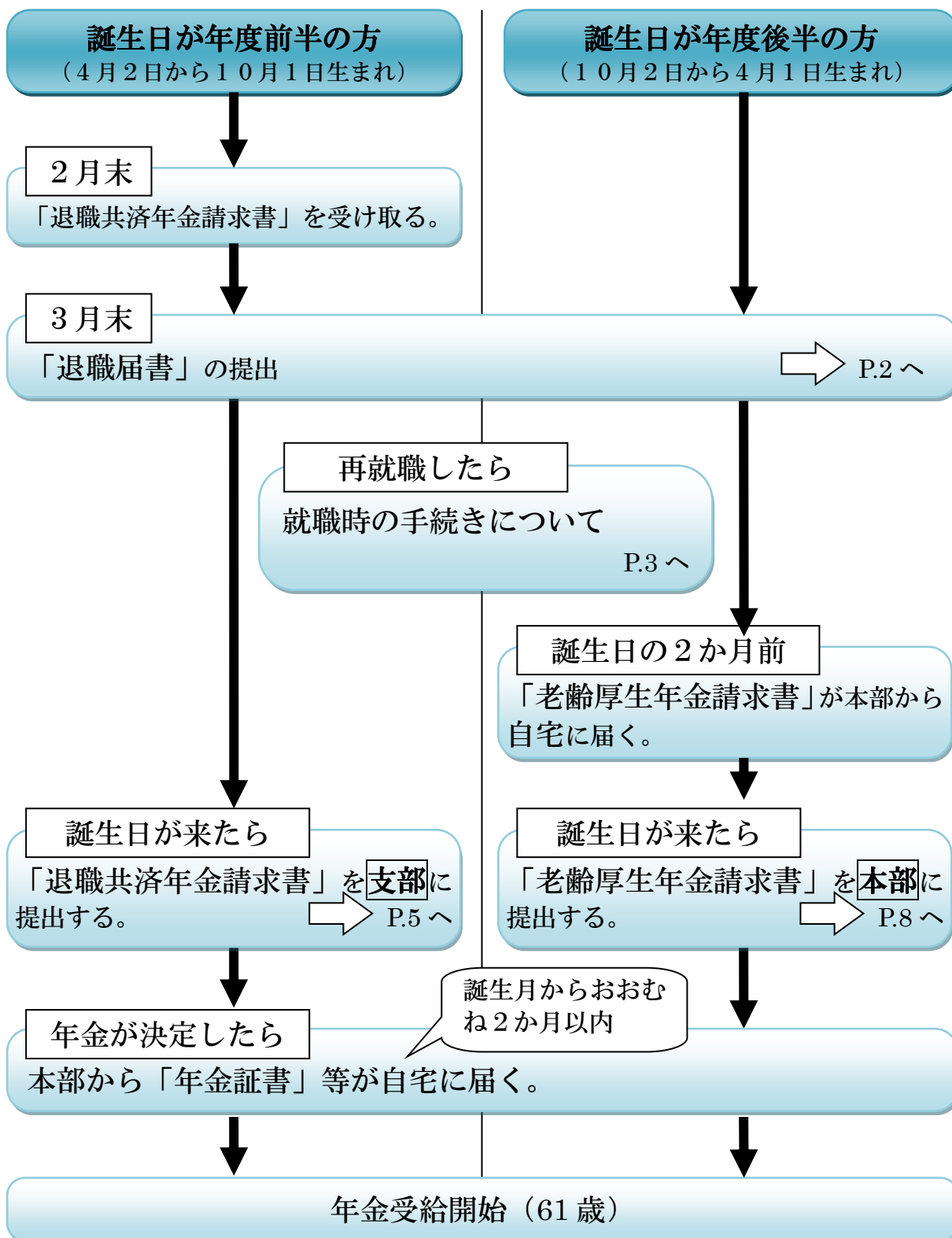
目次

.....

年金決定までの手続きフローチャート.....	1
退職したときの手続き.....	2
再就職した場合の手続き.....	3
退職共済年金の請求手続き（支部提出） （誕生日が4月2日～10月1日生まれの方）.....	5
老齢厚生年金の請求手続き（本部提出） （誕生日が10月2日～4月1日生まれの方）.....	8
その他の手続き.....	10
○障害をお持ちの方 ○「年金加入期間確認通知書」はどこでもらえるの？ ○退職共済年金の繰上げ請求について	
相談窓口の案内.....	14



年金決定までの手続き フローチャート



退職したときの手続き

共済組合に「退職」したことを届け出ます。

退職する時点の所属所（勤務先の学校など）を通して「退職届書」を提出してください。

●「退職届書」ってどこにあるの？

「退職届書」の様式は、勤務先の事務担当の方からいただくか、長崎支部のホームページから印刷できるようになっています。記入要領もありますので、一緒にご覧ください。

●どこに提出するの？

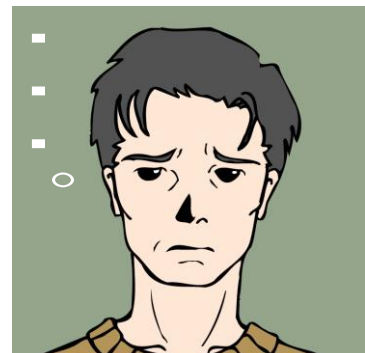
退職する時点の所属所（勤務先の学校など）に提出してください。所属所長（学校長など）が証明をしたのち、共済組合に提出されます。

●再任用される場合は？

4月以降も引き続き再任用される方で、フルタイムで勤務される方は、引き続き組合員の資格を継続しますので、「退職届書」の提出は必要ありません。短時間で勤務される方など、それ以外の勤務形態の方は、退職届書の提出が必要です。

●もし、届け出をしなかったら…

「退職届書」を提出することによって、共済組合の年金システムに、年金の計算に必要なその方の「勤務期間」や「給料記録」などを登録する処理を行います。届け出がないと年金を決定する次の手続きに進めませんので、忘れず届け出てください。



再就職した場合の手続き

共済組合に「就職」したことを届け出ます。

退職共済年金等を受給している方が、民間会社などに再就職し被用者年金制度（厚生年金や私学共済など）に加入した場合や国会議員、または地方議会議員になられた場合は、年金の全部または一部が支給停止されることがあります。

●手続きはどうするの？

再就職し被用者年金制度に加入した場合や、年金請求時にすでに加入している場合は、共済組合へ「就職届書」を提出してください。

●「就職届書」はいつ出すの？

これから年金の請求をされる方は、年金請求書と一緒に共済組合に提出してください。既に年金受給者となられている方は、就職したらすみやかに「就職届書」を共済組合に提出してください。

●再任用短時間勤務やアルバイトの場合も手続きは必要なの？

就職に際し、共済組合に届け出が必要なのは、被用者年金制度（厚生年金や私学共済など）に加入した場合や、国会議員または地方議会議員になられた場合です。被用者年金制度に加入しない再任用短時間勤務やアルバイトをされている場合は、年金の支給停止は行われませんので、共済組合への届け出も必要ありません。

●もし、届け出をしなかったら…

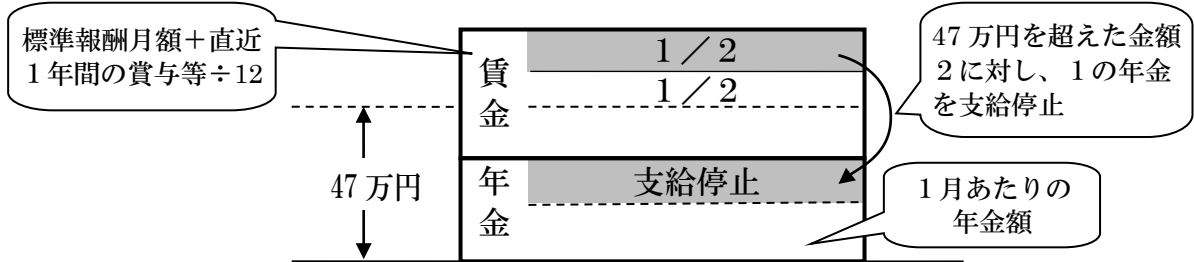
後日就職していたことが判明した場合、年金額や報酬によっては年金の過払いが生じ、返還して頂く場合がありますので、必ず届け出てください。

●年金はどのくらい止まるの？

厚生年金保険や、私立学校教職員共済制度などに加入された場合、賃金と年金の月額により、年金が支給停止となる場合があります。

●平成 27 年 9 月までの計算方法

$$\text{支給停止額(年額)} = (\text{年金の月額} + \text{賃金の月額} - 47\text{万円}(\ast)) \times 1/2 \times 12\text{月}$$



(例) 賃金が月額35万円、年金が月額12万5千円の場合

$(350,000\text{円} + 125,000\text{円} - 470,000\text{円}) \times 1/2 \times 12\text{月} = 30,000\text{円}$ (年間停止額)
したがって、年金の月額12万5千円のうち、2,500円が支給停止となります。

※ 47万円は、支給停止調整額といい、47万円は平成27年度の金額です。

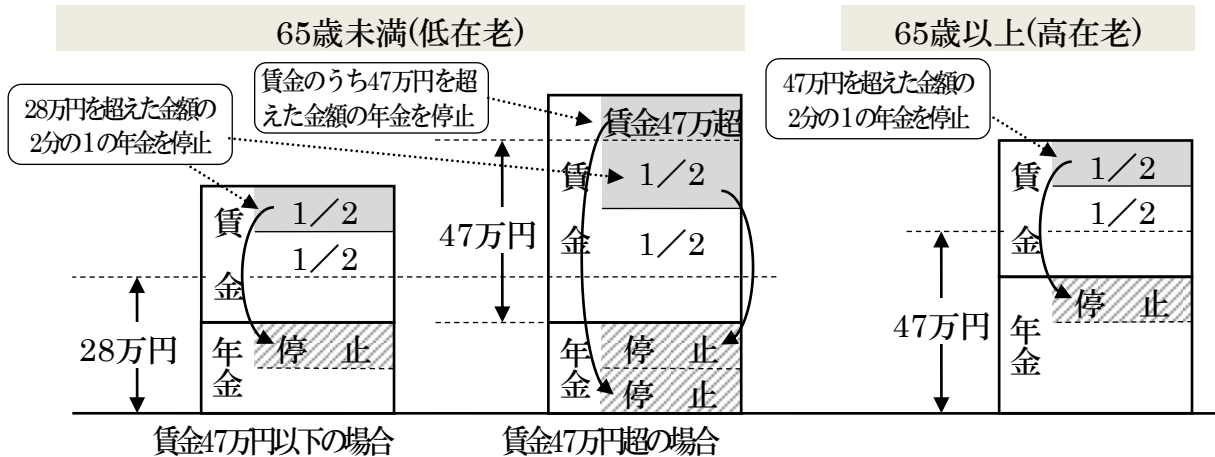
- ・ 直近1年間の賞与等には、公務員であった時期の賞与等の金額も含まれます。
- ・ 1月あたりの年金額には、職域部分(3階部分)の額は含まれません。

●平成 27 年 10 月以降の計算方法

平成27年10月に共済年金は厚生年金に統合され、10月以降の就職による年金の支給停止方法が、厚生年金の方法に統一されます。

厚生年金においては、まず65歳未満と65歳以上で算定方法が区分され、主に支給停止の基準となる支給停止基準額が異なります。下図はその算定方法を示したものです。

なお、一元化前に年金受給権が発生し、厚生年金保険等の被保険者であった年金受給者については、急変緩和措置が設けられております。



誕生日がきたら支部提出

退職共済年金の請求手続き (誕生日が4月2日～10月1日生まれの方)

年金は請求しないと受け取れません！

誕生日が到来して、年金を受ける要件を満たしたら、共済組合に対して請求手続きを行います。

●提出する書類は？

退職共済年金の請求に必要な書類は、請求される方のこれまでの職歴や現在の状況などにより変わります。一つひとつ確認しながら取り揃えましょう。

●特別支給の退職共済年金決定請求書〔用紙同封〕

請求用紙は請求者の方の氏名が印字されたものを現職中に予めお配りしております。記入要領を参考にご記入ください。

なお、所属機関の長の証明欄への証明は必要ありません。

●平成27年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書〔用紙同封〕

様式は請求書と共に予めお配りしております。退職共済年金は「雑所得」として所得税の課税対象となります。この申告書は、扶養親族がいない場合でも、申告者本人の基礎的控除を受けるために必要となりますので、忘れずにご提出ください。

●年金加入期間確認通知書

61歳から受け取る退職共済年金は、共済組合への加入期間が1年以上あれば受け取ることができますが、それ以外に共済組合を含めた公的年金制度への加入期間が通算して25年以上あることが要件です。その要件を確認するための書類が「年金加入期間確認通知書」です。

例)

民間就職	退職	公務員就職	退職
国民年金	厚生年金加入期間	国民年金	共済組合加入期間

加入期間の合計が25年以上必要

上記の例では、共済組合期間の他、国民年金と厚生年金保険への加入期間がありますので、日本年金機構が発行する「年金加入期間確認通知書」が必要となります。

●就職状況等に関する照会票〔用紙同封〕

退職共済年金を受給される方が就職されていて一定の要件に該当する場合は、下記「就職届書」の提出が必要となりますが、この照会票で、その要件に該当するかを調査しますので、必ず提出してください。

●就職届書〔用紙同封〕

年金の請求時点で厚生年金や私立学校共済の加入者の方は、その賃金と年金額の合計により、年金の全部または一部が支給停止となる場合がありますので、必ず「就職届書」を提出してください。

就職に伴う年金の支給停止については、「再就職した場合の手続き」(P. 3)をご参照ください。

●その他

下記に該当される方は、それぞれ該当書類の提出をお願いします。

○雇用保険に加入したことがある方…雇用保険被保険者証のコピー

○既に他の年金や遺族、障害に係る年金の受給権を有している方

…年金証書のコピー

○一時金等の受給申立書〔必要な方には別途配付します〕

●障害をお持ちの方

P. 10の「●障害をお持ちの方」をご参照ください。

●もし、請求しなかったら…

年金は、受ける要件を満たせば自動的に受給できるものではなく、請求しないと受け取ることができません。特別支給の退職共済年金は、遅れて請求したからといって年金が増えることはありませんし、請求が遅れてしまうと、場合によっては提出書類が増えたり、時効により過去の年金が受け取れなくなるおそれがあります。

支給開始年齢になりましたら、忘れずに請求をお願いします。

☑最後のひと押し！提出直前チェック！

確認欄	書類名	確認すること
	手続きの前に	<input type="checkbox"/> 61歳の誕生日になっているか。
	特別支給の退職共済年金決定請求書	<input type="checkbox"/> 押印しているか。 <input type="checkbox"/> 金融機関の確認印が押されているか。 <input type="checkbox"/> 住所、電話番号を記入しているか。 <input type="checkbox"/> 「有・無」の問いで、どちらかに必ず○を付けているか。（「無」の場合でも必ず「無」に○を付けてください。） <input type="checkbox"/> 就職している場合、就職年月日、加入年金制度に記入があるか。
	平成27年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	<input type="checkbox"/> 住所・氏名の記入、押印しているか。 <input type="checkbox"/> 年間所得見積額欄が未記入、又は38万円を超えていないか。
	年金加入期間確認通知書	（年金請求書の「他制度被保険者期間等の有無」が「有」の方） <input type="checkbox"/> 添付しているか。
	就職状況等に関する照会票	<input type="checkbox"/> はい・いいえ欄に未記入はないか。 <input type="checkbox"/> 氏名、電話番号を記入しているか。
	就職届書	（「就職状況等に関する照会票」のQ2の回答が2または3の方） <input type="checkbox"/> 添付しているか。 <input type="checkbox"/> 勤務先の証明印があるか。
	（既に他に年金を持っている方） <input type="checkbox"/> 年金証書のコピーがあるか。	
	（雇用保険に加入したことがある方） <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証のコピーがあるか。	

書類が整いましたら、誕生日以降、同封の返信用封筒で支部まで提出してください。

誕生日がきたら本部提出

老齢厚生年金の請求手続き

(誕生日が10月2日～4月1日生まれの方)

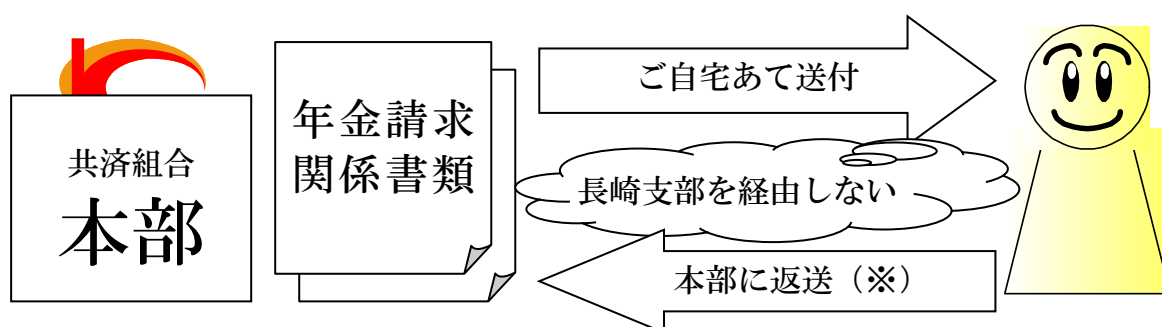
年金は請求しないと受け取れません！

誕生日が到来して、年金を受ける要件を満たしたら、共済組合に対して請求手続きを行います。

誕生日が年度後半の方は、被用者年金一元化後の受給権発生となりますので、請求する年金の名称が「特別支給の老齢厚生年金」になります。

共済組合本部からご自宅あてに直接、請求に関する用紙が送付され、必要書類とともに共済組合本部に請求書類を返送していただきます。年度前半生まれの方とは異なり、支部を経由しませんのでご注意ください。

もちろん、年金の手続きに関する質問、相談等は支部でも受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。



●提出する書類は？

老齢厚生年金の請求様式や提出書類は、被用者年金一元化後の新たな様式となり、一緒に提出する書類もこれまでと異なります。

請求関係書類は、誕生月の2ヶ月前頃に自宅宛に送付される予定です。

●書類の提出先は？(※)

老齢厚生年金の請求書類は、一緒に同封される返信用封筒で共済本部に送付してください。

なお、平成27年10月以降は、利用者の利便性の向上のため、年金に関する相談や手続きが、共済組合やお近くの年金事務所など、いずれの窓口でも受け付けることができるようになる「ワンストップサービス」が始まります。このため、共済本部のほか、長崎支部や、他の共済組合、お近くの年金事務所など、いずれの窓口でも受け付けることができます。

●もし、請求しなかったら…

年金は、受ける要件を満たせば自動的に受給できるものではなく、請求しないと受け取ることができません。特別支給の老齢厚生年金は、遅れて請求したからといって年金が増えることはありませんし、請求が遅れてしまうと、場合によっては提出書類が増えたり、時効により過去の年金が受け取れなくなるおそれがあります。

支給開始年齢になりましたら、忘れずに請求を行いましょう。

書類が整いましたら、誕生日以降、同封の返信用封筒で**共済本部**まで提出するか、**長崎支部**やお近くの年金事務所など、最寄りの窓口へ提出してください。



その他の手続き

年金に関するその他の手続きや、一定の条件に当てはまる方の手続き等について説明します。

なお、より詳しい内容をお尋ねになりたい場合は、P. 14に記載の年金相談窓口にお問い合わせください。

●障害をお持ちの方

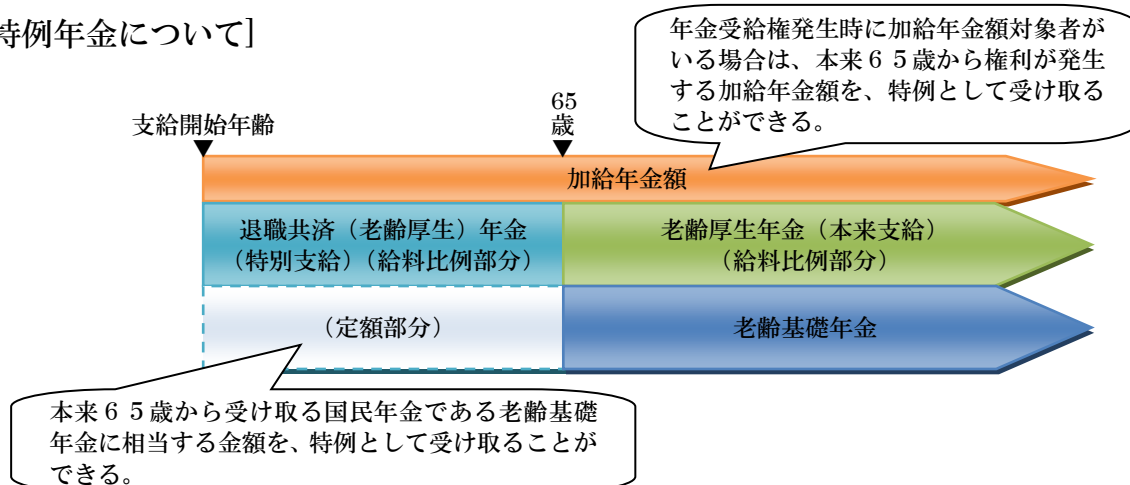
特別支給の退職共済年金（老齢厚生年金）を請求される方が、法に定める障害等級1～3級に該当する障害の状態にあり退職している場合は、障害者特例として特別年金額を請求することができます。該当される方は、請求書の「障害状態の有無欄」の「有」に○を付けていただき、支部担当者まで連絡をお願いします。追加で提出が必要な書類をご案内します。

ご自身が障害等級に該当するかについては、主治医の先生か、共済組合までご相談ください。

※障害等級は障害者手帳の等級とは異なります。

※障害共済年金とは異なり、組合員である間に初診日のある傷病でなくても構いません。

[特例年金について]



※ 加給年金額対象者とは、年金を請求する方と生計を共にしている下記に該当する方をいいます。（生計維持関係の要件等、詳細については、支部担当者にお問い合わせください。）

- 65歳未満の配偶者
- 18歳に達する日の属する年度末までにある子
- 20歳未満の子で、障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある子

● 「年金加入期間確認通知書」はどこでもらえるの？

「年金加入期間確認通知書」は、加入したことがある年金制度ごとに交付請求先が異なります。

- 国民年金、厚生年金 …最寄りの年金事務所（日本年金機構）
- 私立学校共済制度 …日本私立学校振興・共済事業団

上記請求先に「年金加入期間確認請求書」を提出し、通知書の交付を受けてください。

● 当共済組合の「年金加入期間確認通知書」が欲しい。

老齢厚生年金など、当共済組合以外の年金制度に年金を請求する際は、当共済組合の「年金加入期間確認通知書」が必要になります。発行が必要な際は、「年金加入期間確認請求書」を支部までご提出ください。（「年金加入期間確認請求書」は支部ホームページからダウンロードできます。）

ご不明な点は、支部までお問い合わせください。

年金加入期間確認請求書

平成 年 月 日

公立学校共済組合長崎支部長 殿

氏名 () - ()
住所 〒 () - ()

自宅の電話番号 () - () - ()

年金加入期間の確認を請求します。
【請求理由】 該当する番号をひで圈んでください。

1.一部繰上げの老齢基礎年金の請求に必要となるため
2.老齢又は遺族を支給事由とする年金の請求に必要となるため
3.障害又は死亡を支給事由とする年金の請求に必要となるため

① (ふりがな)	生年月日	明細 大正 昭和	年 月 日
組合員又は 組合員であった者の氏名 (旧氏名)	会社名 年 月 日	年 月 日	年 月 日
② (イ) 年金証書記号番号 (ロ) 遺族等付随者番号 (ハ) 整理番号	記号番号	(支那) (年度) (番号)	

③ 期間の表示

請求先の名称	期 間
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで

確認通知書所要枚 通

(裏面の「記入上の注意」をお読みになって記入してください。)

26.4

●年金の繰上げ請求について

昭和28年4月2日生まれ以降の方は、支給開始年齢前でも、60歳以上であれば年金を繰り上げて受給することができます。

繰上げ請求した場合の年金額は、繰上げた期間に応じて減額されるほか、今後の年金受給について注意事項があります。

●年金額が減額されます。

繰上げ請求を行うことにより、年金額が繰上げた月数1か月あたり0.5%減額されます。

(例) 支給開始年齢が61歳の方が、60歳に到達した日に繰上げ請求を行った場合 (※各年金を100とした場合)

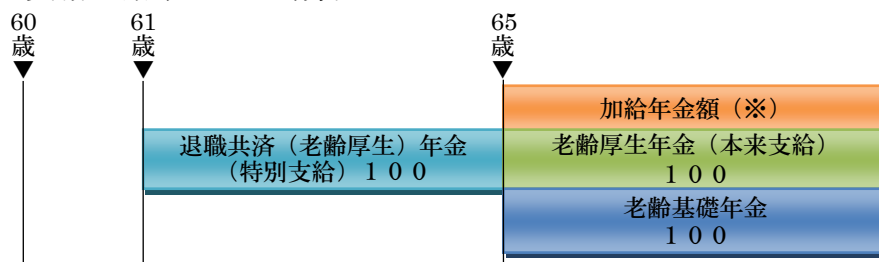
【繰上げ支給の退職共済(老齢厚生)年金】

繰上げ請求を行わなかった場合の退職共済(老齢厚生)年金の額から6%(0.5%×12月(60歳～61歳の月数))が減額されます。

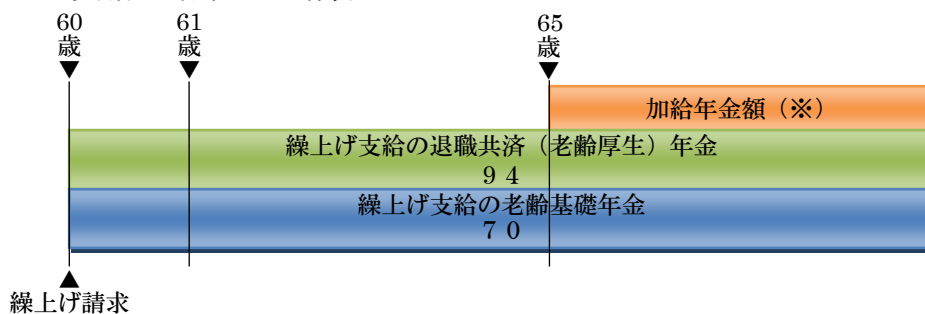
【繰上げ支給の老齢基礎年金】

加入していたすべての年金について同時に繰上げ請求を行う必要がありますので、老齢基礎年金については、繰上げ請求を行わなかった場合の老齢基礎年金から30%(0.5%×60月(60歳～65歳の月数))が減額されます。

[繰上げ支給を請求しない場合]



[繰上げ支給を請求した場合]



※加給年金額は、加給年金額の対象者がいる場合、65歳から加算されます。

●繰上げ請求を行うにあたっての注意事項

前頁に掲げた年金が減額されるほか、繰上げ請求を行うにあたっては、下記の事項を確認のうえで手続きをお願いします。

- ① 退職共済年金の減額は、生涯にわたって続きます。
- ② 繰上げ請求を行った後に、請求を取り消すことはできません。
- ③ 繰上げ請求を行った後は、障害の年金に関する下記の請求ができなくなります。
 - 事後重症による障害共済（障害厚生）年金・障害基礎年金などの請求
 - 繰上げ請求後に初診日のある障害基礎年金の請求
 - 3級の障害共済年金の増進改定請求
- ④ 退職共済年金の他、老齢基礎年金や老齢厚生年金、私学共済の退職共済年金など、加入したすべての年金を同時に繰り上げなければなりません。
- ⑤ 繰上げ支給の退職共済年金も繰上げをしなかった場合の退職共済年金と同様、組合員である場合や、厚生年金保険制度に加入されている場合、雇用保険の基本手当を受給している場合など、年金の全部又は一部が支給停止となる場合があります。

●繰上げの請求手続きをしたい場合は？

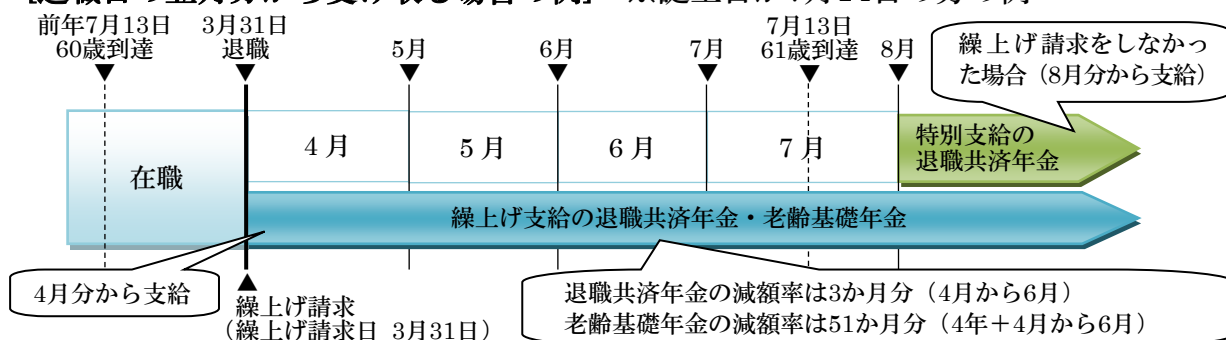
手続きには、すべての年金制度で共通の「繰上げ請求書」を使用します。最初の手続き先で受け付けた日が、すべての年金で共通の「繰上げ請求日」となります。

繰上げ請求書の様式は、共済組合や日本年金機構（最寄りの年金事務所）等に連絡して取り寄せてください。

●年金はいつからもらえるの？

年金は、「繰上げ請求書」を手続き先が受け付けた日の翌月分から支給されます。

[退職日の翌月分から受け取る場合の例] ※誕生日が7月14日の方の例



相談したいときは

年金に関するご相談・ご照会は、長崎支部又は本部で行っておりますので、お気軽にご相談ください。

年金受給者の方は、電話相談の際に、あなたの氏名と年金証書番号を担当にお伝えください。

●公立学校共済組合長崎支部相談窓口

長崎支部では、退職に伴う手続きから、年金の請求に関する手続き、その他年金に関するご照会、ご相談をお受けしております。

電話番号 095-824-1945

又は、095-894-3344(年金・給付班ダイヤルイン)

支部に直接来訪されての手続き、ご相談もお受けしております。



月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）

[時間] 午前9時から12時、
13時から17時45分

※混雑時は、お待ちいただく場合がございますので、ご了承ください。

●公立学校共済組合本部年金相談窓口

本部では、年金の請求に関する手続き、その他年金に関するご照会、ご相談を承っております。

本部年金相談専用電話

電話番号 03-5259-1122

(間違い電話が多くなっていますので、おかけ間違いのないようお願いします。)